

令和２年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第 204 回国会（常会）提出

この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づく、東京電力
福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。

令和2年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置

目 次

第1章 本報告書の位置付け.....	1
第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置.....	6
「提言2：政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組.....	6
「提言3：被災住民に対する政府の対応」を受けた取組.....	16
「提言4：電気事業者の監視」を受けた取組.....	27
「提言5：新しい規制組織の要件」を受けた取組.....	39
「提言6：原子力法規制の見直し」を受けた取組.....	49

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表 1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表 2）、昨年度は令和 2 年 6 月 12 日に「令和元年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、第 201 回国会に提出した。

本報告書は、引き続き、国会法の規定に基づき、令和 2 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。構成については、政府に対する各提言を受けて令和元年度までに講じてきた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、令和 2 年度に講じた主な措置（令和 3 年 4 月の措置を一部含む。）を取りまとめたものとなっている。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に 1 次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

- 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。
- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表 2 国会法（抄）

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○「関連白書等」に係る凡例

- ・ 防災白書 … 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和 3 年度の防災に関する計画」
- ・ 原子力規制委員会年次報告 … 令和 2 年度原子力規制委員会年次報告書
- ・ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告
- ・ エネルギー白書 … 令和 2 年度エネルギーに関する年次報告
- ・ 環境白書 … 「令和 2 年度環境の状況」及び「令和 3 年度環境の保全に関する施策」
「令和 2 年度循環型社会の形成の状況」及び「令和 3 年度循環型社会の形成に関する施策」
「令和 2 年度生物の多様性の状況」及び「令和 3 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

提言 2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

【基本的な対応】

- 平成 24 年 6 月の原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の改正により、同年 9 月に原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとするとともに、②本部員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。）により平成 24 年 6 月に改正された原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣を同年 9 月よりそれぞれ充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成 24 年 10 月原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生時においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害

対策の円滑な実施を確保し、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定した。対策の拡充等に応じて、順次改正を行っている。

- 平成 26 年 10 月に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。
- 政府の危機管理体制の見直しを行うため、平成 27 年 3 月に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、同年 7 月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。
- 原子力災害対応体制の充実を図ることに加えて、防災全般についても、防災の専門人材の確保・育成や、過去に防災関連業務に従事した経験のある職員（いわゆる「防災予備役」職員）の活用を進める等、危機管理体制の更なる充実に取り組んでいる。
- こうした取組を踏まえた原子力災害の対応体制を検証するため、自然災害との複合災害を想定しつつ、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施している。
- 原子力災害時における医療体制の整備については、平成 31 年 4 月に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学及び国立大学法人長崎大学と緊密に連携を図るとともに、上記 5 施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び教育・研修のための環境の整備等を行っている。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化）

国際原子力機関（IAEA:International Atomic Energy Agency）では、加盟国

の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化・向上を目的として、IAEA が招聘した各国規制機関の専門家等が、IAEA の安全基準に基づき評価を行う総合規制評価サービス（IRRS：Integrated Regulatory Review Service）を提供している。その指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、令和2年3月30日に、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。このマニュアルについて、その実効性を確認するため、令和3年2月15日に関係省庁と連携して訓練を実施した。

加えて、原子力災害時の医療体制の整備については、平成31年4月1日に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学と、支援センター事務局長会議等を通じて緊密に連携を図るとともに、地域原子力災害医療連携推進協議会等を通じて原子力災害医療関係機関間のネットワークの構築を進めた。このほか、上記5施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び教育・研修のための環境の整備等を図った。

今後は、基幹高度被ばく医療支援センターを中心として、原子力災害医療体制の持続的維持に資する、原子力災害医療分野の次世代の人材を確保、育成するための人件費を予算化するほか、委託事業として実施していたものを補助事業として整理し直すことで、支援センターの特色を活かす事業へと改めることとした。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対し、職員の感染リスクを下げるため、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を含め政府全体において時差出勤及びテレワークを強化した。原子力規制庁において本庁では全員在宅勤務を原則とし、登庁が不可避な業務に従事する職員についても、2班に分けて勤務を行う体制を構築するなど、感染拡大防止を図りつつ緊急時に対応できる危機管理体制を維持している。

令和3年2月13日23時08分頃に発生した福島県沖地震により原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楢葉町、大熊町及び双葉町で震度6弱が観測された。原子力規制委員会及び内閣府は、同日23時20分に警戒事態に該当すると判断し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会委員を含め緊急参集を行った。地震発生直後に、速やかに事業

者から設備の異常や周辺モニタリングポストの値に変化はなかったとの報告を受け、特段の異常はなかったことを確認し、それを関係省庁等に対して情報共有を図るとともに、原子力規制委員会ホームページに掲載することで情報発信を行った。同月 14 日 2 時 05 分に当該警戒本部を廃止した。

（原子力防災に関する訓練・研修）

原子力防災に係る訓練においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、マスクの着用や手指消毒等の徹底、3つの密の回避による感染対策を講じた。また、訓練の場において感染拡大が万が一起こった場合に緊急時の対応能力を温存するため、訓練参加人数を半数以下にする等の措置を行った。少ない要員数で危機管理対応を行う手順を検証することで、実際の緊急事態において、新型コロナウイルス感染症や他の要因によって要員が十分に参集できない事態でも、十分な危機管理対応を行えるよう準備を進めた。

また、各地域で取り組む原子力防災訓練においても、感染症対策を踏まえた住民避難や避難所運営訓練等を実施した。

なお、令和3年2月上旬に実施を予定していた「令和2年度原子力総合防災訓練」については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど、当時の首都圏の感染状況等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。

原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施している。令和2年度においては、情報通信技術を用いた遠隔開催や、人数を抑えて複数回に分散して開催する等の感染対策を講じることで、開催時期を調整しながら可能な限り計画どおりの研修を実施し、習熟を図った。

また、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めるとともに、他の拠点とも連携した初動対応時からの訓練を実施した。

（原子力災害対策指針等）

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

また、令和元年度第75回原子力規制委員会（令和2年3月30日）において、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えた原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方が了承された。その内容を踏まえ、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を計3回開催し、原子力事業者と特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮したEALの見直しに係る意見交換を行った。これら会合の結果を踏まえ、令和2年10月28日に同指針、関係規則等を改正し、これら施設の使用を考慮したEALとすることとした。

また、地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態や、放射線防護対策が講じられた施設の整備状況等を踏まえ、同指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討に着手した。

さらに、危機管理に係る取組として、防災基本計画の修正や、令和元年度に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて、令和2年7月27日に「原子力災害対策マニュアル」を改訂したほか、情報収集事態及び警戒事態における初動対応体制等の見直しを行い、令和2年10月26日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改訂した。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【基本的な対応】

- 平成 25 年 9 月の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13 地域（泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ、「共通課題についての対応方針」として平成 25 年 10 月に関係道府県に提示した。そして、平成 27 年 3 月、支援体制を強化するとともに、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援している（令和 3 年 3 月末時点において、原子力災害対策指針等を踏まえた地域防災計画は、対象となる 21 道府県及び 135 市町村全てにおいて策定済みである。避難計画については、135 市町村のうち 121 市町村において策定済みである。）。

地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において「緊急時対応」として取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、原子力防災会議に報告し了承を得ることとしている。これまで、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域及び美浜地域の 8 地域について取りまとめた。

また、地域原子力防災協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの教訓事項の抽出、④更なる計画等の改善を柱とする PDCA サイクルを導入した。政府として、これらの仕組みを明確にするため、平成 27 年 3 月に防災基本計画を修正し、明記した。一旦策定した避難計画についても、地方公共団体への支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、継続して避難計画を改善・強化している（緊急時対応を随時見直し、これまで、川内地

域を1回、伊方地域を3回、高浜地域を2回、泊地域を2回、玄海地域を1回、大飯地域を1回、女川地域を1回改定した。))。

- 原子力災害対策指針では、住民の健康・安全の確保、対策の意思決定の明確化等の観点から、防護措置の基本的枠組みとして、原子力災害対策重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね5kmを目安。）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね30kmを目安。）、緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）や運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。))の設定をした。

これらの区域ごとに、国と地方公共団体が行うべき情報提供、モニタリング、防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、オフサイトの対応措置を強化し、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」、「緊急時モニタリングセンター設置要領」、「緊急時モニタリングに係る動員計画」等を策定している。

- 原子力規制委員会は、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため上席放射線防災専門官の現地原子力規制事務所への配置を図るとともに、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成27年度から運用するなど、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことができる体制の充実・強化を行っている。また、平成30年北海道胆振東部地震による停電等により原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一部に不具合が発生したことを踏まえ、道府県の所有するモニタリングポストに対して、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方を、令和2年度までを目途に講ずることとした。

【令和2年度に講じた主な措置】

（地域防災計画・避難計画の策定支援等）

令和2年度は、令和2年6月及び令和3年1月に開催した原子力防災会議において、それぞれ「女川地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを了承した。また、今般の新型コロナウイルス感染症のような感染症流行下において、仮に原子力

災害が発生した場合の防護措置の基本的な考え方を整理し、各地域の緊急時対応に順次反映している（泊地域、女川地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域及び伊方地域については反映済。）。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においては、「実効性のある原子力規制や原子力防災体制の構築（道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化等を含む）を着実に推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、令和 2 年度第 3 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。また、令和 3 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下における防護措置）

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は令和 2 年 6 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととした。加えて、令和 2 年 11 月 2 日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、

- 避難所・避難車両等において、距離を保つ、マスク着用、手指消毒を徹底する等の感染対策を実施すること
- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける・隔離するなど、感染防止に努めること
- 屋内退避等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気を行わないことを基本とすること。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30 分に 1 回程度、数分間の換気を行うよう努めること

等の防護措置における考え方を示すとともに、現場の状況に応じた適切な対応を図り、各地域の実情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めるよう地方公共団体に通知した。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、安定ヨウ素剤の事前配布における感染回避のため、遠隔での対応等を推進するよう地方公共団体に通知した。

（緊急時モニタリング体制の充実・強化）

令和2年度も引き続き緊急時モニタリングに関する各種訓練を実施し体制の充実・強化を図った。また、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」については緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、平常時から測定値を公表する方針とし、令和3年3月に、新たな「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を開発し、その運用を開始した。

平成30年北海道胆振東部地震による停電等の影響を踏まえた災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等については、令和2年度までに各道府県において必要な対策を確認し、その対策をおおむね終了した。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【基本的な対応】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）の平成24年6月の改正により、事故時における発電所内での対応を含め、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講じる責務等が明確化されたとともに、原災法において、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることが明確化された。
- また、原災法の平成24年6月の改正により、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達等については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担う仕組みが明確化された。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言 3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【基本的な対応】

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用した県民健康調査として、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査（99.9%以上が 10mSv 未満）や事故時におおむね 18 歳以下であった全県民（平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた子どもを含む。約 38 万人）を対象とした「甲状腺検査」（令和 2 年度から 5 巡目の検査を実施中）等を実施している。

福島県外に避難した県民等も「甲状腺検査」を受診できるよう、平成 24 年 11 月に福島県立医科大学が県外の医療機関と協定を結び、「甲状腺検査」を県外でも実施している。県外において実施している医療機関の数は、一次検査については 124 機関、二次検査については 37 機関となっている（令和 2 年 6 月 30 日時点）。

甲状腺しこり等（結節性病変）が認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援として、甲状腺に係る診療情報を提供いただいた方を対象に、福島県が平成 27 年 7 月から「甲状腺検査サポート事業」を開始し、令和 2 年度も継続して取り組んでいる。

福島県においては、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施しているほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施しており、国はこれらの事業を支援するために福島県に対して交付金を拠出している。これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表

されている。

- 関係省庁間の強力な連携の下、原子力被災者を始めとする放射線による健康影響への不安を有する者に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進しており、これを通して住民個々人が自ら判断できる材料となる情報の開示・公表を進めている。
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」を平成 27 年 2 月に公表し、住民の放射線に係る健康管理や健康不安への対応について、疾病罹患動向の把握、地域のニーズに合ったリスクコミュニケーション事業の継続・充実等の施策に取り組んでいる。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR:United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation）が平成 26 年 4 月に公表した「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」（以下「UNSCEAR2013 年報告書」という。）等を活用しつつ、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」や「放射線リスクに関する基礎的情報」等の資料を作成するなど、国として放射線による健康影響に係る情報発信及び知識の普及に努めている。

なお、UNSCEAR2013 年報告書では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されている。また、UNSCEAR は、令和 3 年 3 月 9 日に「2011 年東日本大震災後の福島第一原子力発電所における事故による放射線被ばくのレベルと影響:UNSCEAR2013 年報告書刊行後に発表された知見の影響」を取りまとめた。同報告書では、被ばく線量の推計、健康リスクの評価を行い、放射線被ばくによる住民への健康影響が観察される可能性は低い旨が記載されている。

- 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）を踏まえ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）等に基づき、福島再生加速化交付金において、自治体による相談員の育成及び配置や個人線量管理・線量低減活動支援のための予算を措置している。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターをいわき市に設置し、避難指示区域内外の住民が抱える、放射線に対する不安を含む生活上の様々な

不安にきめ細かに対応する放射線相談員や生活支援相談員等の活動を、専門家の派遣、研修会の開催等により科学的・技術的な面からも支援している。さらに、自治体による相談員の育成及び配置並びに個人線量管理・線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、相談員合同ワークショップ等の意見交換の機会を通じて、相談員間の連携強化を図っている。

- 関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、被災地の住民の放射線による健康影響等への不安に対するリスクコミュニケーションも含め、各府省庁が実施した施策の取組状況や今後の方針について意見交換等を行い、施策を進めている。

【令和２年度に講じた主な措置】

(健康管理・健康不安への対応)

福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を令和２年５月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。なお、福島県における放射線の状況や福島県における放射線による健康影響など、主に海外の方が抱く疑問や不安について、正確にわかりやすく発信するためのポータルサイト「Fukushima Updates」を令和３年３月４日に公開した。

(関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言 3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【基本的な対応】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、令和 2 年 4 月 1 日改正）に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施し、その解析結果を原子力規制委員会のホームページで公表している。
- 除染を実施した地域については、その効果が維持されているかの確認などを目的に、除染実施前後のモニタリング等を行っている。
- 平成 27 年度第 55 回原子力規制委員会（平成 28 年 2 月 10 日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施している。
- 令和元年度第 10 回原子力規制委員会（令和元年 5 月 29 日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（放射線モニタリング）

「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、令和 2 年 4 月 1 日改正）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに公表した。また、令和 2 年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

【基本的な対応】

(除染・中間貯蔵)

- 福島県等における除染等を推進するため、平成 24 年 1 月に福島県に環境省福島環境再生事務所（平成 29 年 7 月に福島地方環境事務所に改組）を開設し、平成 26 年度末までに環境省本省等も含めて 500 人規模の体制を確立した。
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）等に基づき自治体とも連携して除染を実施してきた。

国が直轄で除染を行う除染特別地域に指定されている福島県内の全 11 市町村では環境省等が除染作業を実施し、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきた。これらの地域において、平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

- 森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の三省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、取組を実施している。
- 平成 29 年 5 月に改正された福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各自治体が策定し、国が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等を一体的に進めている。

中間貯蔵施設については、平成 26 年 9 月に、福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨と、大熊町長及び双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、平成 27 年 2 月に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への除去土壌等の搬入受入れが

容認された。同年3月から各自治体の仮置場や除染現場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送を開始し、輸送量を段階的に拡大させている。あわせて、中間貯蔵施設予定地の用地取得及び土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を実施している。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、同年10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物の処理から貯蔵までの全工程で運転を開始した。中間貯蔵施設事業については、「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」（令和2年12月11日環境省公表）及び『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に沿って進めている。また、除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分に向けた中長期的な方針として、平成28年4月に取りまとめ、平成31年3月に見直した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って減容技術の開発や再生利用の推進等の取組を進めている。

（避難指示区域の見直し）

➤ 避難指示解除については、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」（平成27年6月12日閣議決定）にある以下の要件により決定している。

- ① 空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

特定復興再生拠点区域の避難指示解除については「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（平成30年12月21日原子力災害対策本部決定）の要件により決定しており、その要件の内容は上記①～③と同様である。

➤ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成26年4月までに田村市、平成27年9月までに楢葉町、平成28年6月までに葛尾村及び川内村、平成28年7月までに南相馬市、平成29年3月までに飯舘村、

川俣町及び浪江町、平成 29 年 4 月までに富岡町、平成 31 年 4 月までに大熊町において避難指示を解除したことにより、全ての居住制限区域について、避難指示を解除した。また、令和 2 年 3 月までに双葉町において、避難指示を解除したことにより、全ての避難指示解除準備区域についても、避難指示を解除した。帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定から 5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域に関する規定を含む、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号。以下「平成 29 年改正福島特措法」という。）が平成 29 年 5 月に公布・施行された。これまでに、双葉町（平成 29 年 9 月 15 日）、大熊町（同年 11 月 10 日）、浪江町（同年 12 月 22 日）、富岡町（平成 30 年 3 月 9 日）、飯舘村（同年 4 月 20 日）、葛尾村（同年 5 月 11 日）の 6 町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定した。令和 2 年 3 月には、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を、帰還困難区域としては初めて行った。これを受け、同月 14 日に JR 常磐線が全線で運転再開となった。

（賠償）

- 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針等を順次策定するとともに、同審査会、現地視察等を通じて賠償状況のフォローアップを行っている。また、原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速かつ公正な紛争解決を実現するために和解仲介手続を実施している（令和 2 年 12 月末時点で、申立件数 26,407 件、既済件数 25,692 件で、既済件数のうち約 80%で和解が成立している。）。なお、和解が成立せず訴訟に至ったものもある。
- 同審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力ホールディングス（以下「東京電力」という。）により、これまで、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施したところである（令和 3 年 3 月 31 日時点で累計約 10 兆 0,046 億円の支払が行われた。）。
- 地方公共団体が所有する財物の賠償については、同審査会が取りまとめ

た基本的な考え方を踏まえ、東京電力は平成 30 年 3 月に賠償方針を示し、同年 4 月から請求の受付を開始している。

(復興支援)

- 福島特措法に基づく福島復興再生基本方針に即して、福島県知事からの申出を受け、平成 25 年 3 月に「避難解除等区域復興再生計画」を策定（平成 26 年 6 月改定）し、本計画で復興及び再生のための取組を示すこと等を通じ、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民、企業等に提供している。
- 被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂に基づき、平成 27 年 8 月に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」（以下「官民合同チーム」という。）を創設した。平成 29 年改正福島特措法により、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにし、平成 29 年 7 月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣している。官民合同チームは、避難指示等の対象となった 12 市町村の被災事業者・農業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。
- 東京電力原子力事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）に基づく被災者生活支援や、福島県浜通り地域等の産業を回復するための新たな産業基盤の構築を目指し、令和 2 年 6 月に公布・一部施行された復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下「令和 2 年改正福島特措法」という。）による改正福島特措法にもその推進が位置付けられた「福島イノベーション・コースト構想」や、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に向けた取組等を通じた福島復興を、必要な予算措置等により強力に推進している。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

(除染)

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊

町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、当該計画に沿って、全ての町村において家屋等の解体・除染を実施している。

森林については、「福島県森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき14地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年11月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。

（中間貯蔵）

中間貯蔵施設事業については、令和2年1月に公表した「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、安全を第一に、地域の理解を得ながら進めてきたところ、事業が着実に進捗してきている。

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和2年度末までに、約1,235ha（全体の約77%、民有地については約92%）、1,796人（全体の約76%）の契約に至っている。また、令和2年3月より、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物の処理から貯蔵までの全工程で運転を行っている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和3年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）のおおむね搬入完了を目指し、輸送対象物量1,400万m³のうち、令和2年度末までに累計で約1,055万m³の除去土壌等を輸送した。

福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯舘村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度は全て検出下限値未満となっている。

飯舘村では、これまでの実証事業の成果を踏まえ、令和2年度より農地の造成工事に着手した。また、食用作物等の栽培実験を実施し、生育性・安全性を確認している。これまでに得られた食用作物の放射性セシウム濃度の測定結果は、検出下限値未満とされ得る値となっている（厚生労働省の定める食品中の放射性セシウム検査法では、検出下限値は20Bq/kg以下とされている。検出されるまで測定した結果、0.1～2.3Bq/kgとなっており、一般食品の放射性物質の基準値で

ある 100Bq/kg よりも十分低い値となっている。)

(避難指示区域の見直し)

帰還困難区域について、平成 29 年改正福島特措法に基づき市町村が作成し、内閣総理大臣が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を引き続き実施している。

令和 2 年 12 月 25 日には、第 52 回原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定した。帰還困難区域を抱える自治体の状況はそれぞれ大きく異なり、拠点区域外の復興・再生に向けた意向も異なるため、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、この仕組みを運用していくこととしている。

(賠償)

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和 3 年 3 月 31 日時点で、累計約 10 兆 0,046 億円の支払が行われている。

令和 2 年 5 月、東京電力は、避難指示区域内における農林業者が、営農再開の意向を有するにもかかわらず、事故に起因する特段の事情により休業を余儀なくされている場合等の取扱いについて、福島県の農林業関係者との間で基本的な枠組みの合意に至った。

東京電力の賠償状況については、同審査会において、フォローアップしている。

また、損害賠償請求権に係る広報・相談等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、被災市町村広報紙等への記事掲載及び政府広報（新聞・ラジオ）によるお知らせ等を実施した。

(復興支援)

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和 2 年度予算として約 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災市町村で実施した。なお、官民合同チームは、令和 3 年 3 月末までに約 5,500 の事業者及び約 2,200 の農業者を個別訪問し、個々の要望や意向を踏まえて、事業再

建計画の策定支援、生活再建への支援等を実施した。

福島イノベーション・コースト構想については、令和元年12月に復興庁・経済産業省・福島県により策定された、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえ、令和2年5月に、福島県の重点推進計画について内閣総理大臣が変更認定し、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つの柱を軸に、取組が進められている。令和2年3月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」や、「福島水素エネルギー研究フィールド」が、それぞれ本格的に稼働したほか、廃炉事業への地元企業参画を促進する仕組みの構築や、起業・創業を目指す企業等へのハンズオン支援等の総合的なビジネス創出支援策等の新しい取組も開始した。

国際教育研究拠点について、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、令和2年6月に最終取りまとめが行われた。さらに、同年12月の復興推進会議において、「国際教育研究拠点の整備について」を決定し、創造的復興の中核拠点として、研究開発と人材育成の中核となる本拠点を新設することとした。

さらに、令和2年改正福島特措法において公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）へ、国職員の身分を保有したまま、当該職員を同機構に派遣することができる制度を創設した。イノベ機構は、進出企業と地元企業とのマッチングや地元企業の実用化開発、ビジネス創出支援等に取り組んでいる。

福島イノベーション・コースト構想関連事業として、令和2年度予算では約69億円の予算を措置するとともに、令和3年度予算では約75億円を計上、本構想に関連する浜通り地域の教育再生に令和2年度予算で約7.5億円を措置、令和3年度予算では、約5.2億円を措置している。

加えて、福島新エネ社会構想については、令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとすることを目指し、令和3年2月に改定した。本構想の関係予算として、令和2年度予算において計628億円を措置するとともに、令和3年度予算では計891億円を計上している。

（関連白書等：環境白書、エネルギー白書、

東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め職員 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 原子力規制委員会の会合や各種審査会合等は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

(被規制者との会議等の公開)

被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用を行い、令和 2 年度は自動文字起こしによる議事録を、374 件原子力規制

委員会ホームページに記載した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

【基本的な対応】

- 総合資源エネルギー調査会原子力小委員会のワーキンググループが、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善を促すため、平成 26 年 5 月に「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」、平成 27 年 5 月に「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめ、関係者間での取組の相互認識の必要性等について提示した。

これらの提言を踏まえ、各電気事業者が自主的安全性向上の取組を発表するとともに、原子力産業界全体の取組として、平成 26 年に一般財団法人電力中央研究所の下に「原子力リスク研究センター (NRRC: Nuclear Risk Research Center)」が設置され、原子力の自主的な安全性向上に必要な確率論的リスク評価 (PRA: Probabilistic Risk Assessment) 等の研究開発と成果の活用サイクルを回すべく、各主体が共同で検討を実施する体制が構築された。

- また、原子力事業者等が平成 24 年に設立した「一般社団法人原子力安全推進協会 (JANSI: Japan Nuclear Safety Institute)」では、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会 (INPO: Institute of Nuclear Power Operations) に倣い、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

JANSI では、原子力施設の運営や設備を評価する取組 (ピア・レビュー等) を世界原子力発電事業者協会 (WANO: World Association of Nuclear Operators)、INPO 等とも連携しながら行うとともに、各種活動に関して、会長、理事長と事業者トップが直接意見交換する会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー (ピア・プレッシャー) をかけつつ、コミュニケーションの円滑化を図っており、これらの活動を通じて、電気事業者間における相互監視体制が構築されている。

- 平成 30 年 7 月には、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、原子力発電所の安全性に関する共通的な技術課題に取り組

み、自主的に効果ある安全対策を立案し、事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性を更に高い水準に引き上げることを目的として、「原子力エネルギー協議会（ATENA:Atomic Energy Association）」が設立された。現在、原子力産業界における短期・中期の技術的課題の検討を進めている。

【令和2年度に講じた主な措置】

（リスク情報の活用）

NRRC は、令和2年6月19日に原子力事業者が策定した「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン（2020年改定版）」の方針の下、PRA手法の現場の活用・実践に係る支援活動を行っている。

特に、令和2年11月までの5年間、四国電力伊方発電所において、将来生じる可能性のある地震動を国際的な基準に準じて確率論的に評価する日本初の取組（伊方SSHACプロジェクト）が行われ、確率論的地震ハザード評価及びPRA手法の高度化が進められた。

加えて、国による委託研究では、NRRC が中部電力浜岡原子力発電所4号機のデータを活用した津波PRAの高度化を4年間にわたり実施し、令和2年度に完了した。

（自主組織機関の取組）

JANSI は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び関西電力大飯発電所においてピア・レビューを実施した（平成24年の発足以降、令和3年3月時点で、13発電所で延べ21回実施済み。）。

また、平成28年度から開始した発電所総合評価システム（主に運転中の原子力発電所を対象に、原子力安全に取り組む活動を評価する仕組み）において、運転実績及び安全向上活動に係る指標（PI:Performance Indicator）及びピア・レビューを反映した評点結果を JANSI 会費に反映させた。また、原子力産業界の安全性向上に大きく貢献した発電所の活動について表彰を実施した。

（原子力産業界での取組の強化）

ATENA は、新知見・新技術の活用及び外的事象への備えに関する取組として、「サイバーセキュリティ対策導入自主ガイド」の発行及び各原子力事業者への安全対策の導入・要求を示した。

また、自主的安全性向上の取組を促進するため、「国内原子力発電所における非常用ディーゼル発電機不具合の傾向と改善策について」を示し、各事業者の改善策の取りまとめ結果を公表するとともに、令和2年4月からの原子力規制検査の施行に備え、同検査で活用する「安全実績指標 (PI) に関するガイドライン」を発行した。

加えて、安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組について、令和2年3月から7月にかけて原子力規制庁と計6回技術的意見交換を行い、「プラント長期停止期間中における保全ガイドライン」「設計の経年化評価ガイドライン」「製造中止品管理ガイドライン」を発行し、当該ガイドラインに基づく取組を原子力事業者に求めている。

また、令和3年2月18日には、ATENA フォーラム2021を開催し、ATENA の活動報告や、安全性向上に向けた関係機関の活動の現状と課題について議論を行った。

(関連白書等：エネルギー白書)

提言 4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

【基本的な対応】

(自己改革実施の促進)

- 国は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、東京電力が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）と共同で作成した、経営の合理化や経営責任の明確化等に関する「特別事業計画」を、数次にわたり認定している。
- 東京電力は、この特別事業計画に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していくこととしている。
- 引き続き、東京電力が計画に沿った取組を進めていくよう履行の確保に努めていく。

(ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等の再構築)

- ガバナンス体制について、東京電力は国から認定を受けた上記計画に沿って、組織改編などガバナンス体制の再構築を進めてきている。
- 危機管理体制について、東京電力は社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を平成 24 年 9 月に設置し、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督することとした。また、廃炉・汚染水・処理水対策については、平成 26 年 4 月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、安全かつ着実に進めることとしている。なお、令和 2 年 4 月に、プロジェクトマネジメント機能や安全・品質面の更なる強化を目的に、プロジェクトマネジメント室や廃炉安全・品質室を新設するなど、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編を行った。
- 情報開示体制について、東京電力は、国からの指摘等を受けて、情報公開の推進や組織の改編を行った。平成 27 年 3 月に見直しに係る報告を行った「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」に基づき、平成 27 年 8 月以降、放射線に関する全データを公開している。また、敷地境界付

近のダストモニタ測定値（平成 28 年 7 月より）、港湾口海水モニタ測定値（同年 10 月より）、1～3 号機の原子炉格納容器内の放射能等（平成 29 年 2 月より）のリアルタイム公開を開始している。

（廃炉・汚染水・処理水対策）

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議（※）や廃炉・汚染水対策チーム（※）を設置するなど国が総力を挙げて対応するための体制を整備した。また、汚染水問題に適切に対応するという目的の下、現地における政府、東京電力、福島県等の関係者の連携と調整を強化するため、廃炉・汚染水対策現地調整会議（※）を設けるとともに、廃炉・汚染水対策現地事務所（※）を設置して、関係省庁から東京電力福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。

こうした体制強化に加え、令和元年 12 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援を行うなど、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。

（※燃料デブリの冷却や地下水の流入等によって発生する汚染水と、汚染水を多核種除去設備等で浄化した処理水を明確に区別し、汚染水と処理水の誤用を防ぐため、令和 3 年 4 月、第 54 回原子力災害対策本部決定により、それぞれ「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」や「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」、「廃炉・汚染水・処理水対策現地調整会議」、「廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所」に名称変更）

- 汚染水・処理水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
- 廃炉については、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から支援体制を強化する必要があるため、平成 26 年 5 月に成立した「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」により、「原子力損害賠償支援機構」を原賠機構に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた。また、廃炉に関する技術基盤の確立に向け、遠隔操

作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として平成 28 年 4 月より「檜葉遠隔技術開発センター」（檜葉町）の本格運用を開始した。さらに、燃料デブリや放射性廃棄物などの分析手法、性状把握、処理・処分技術の開発等を行う施設として建設を進めている「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち施設管理棟が、平成 30 年 3 月 15 日に開所し、運用を開始した。

- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、事業者線量の測定、記録等を義務付けるとともに、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施や被ばく線量情報の一元的な管理を求めている。労働基準監督機関はこれらの実施状況の確認や必要な指導を行っている。
- 原子炉等規制法に基づく廃炉手続については、東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設を平成 24 年 11 月に「特定原子力施設」に指定し、原子力規制委員会が「措置を講ずべき事項」を示した。その後、同委員会は、東京電力から示された「実施計画」を審査し、平成 25 年 8 月に認可した。
- 廃炉・汚染水・処理水対策に必要な資金の確保については、平成 29 年 5 月に成立した原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 30 号）に基づき、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者＝東京電力）に対して、廃炉に必要な資金を原賠機構に積み立てることを義務付け、積立額の認可、取戻し計画の承認を行うこととした。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況）

汚染水対策については、3 つの基本方針（汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。

汚染源に水を「近づけない」対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。

汚染水を「漏らさない」対策については、平成 31 年 3 月にフランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクに切り替えが完了しており、万一の漏えいに備

え、タンクから漏えいした水が外部環境に流出しないよう、タンク周囲における二重^{せき}堰の設置や1日複数回のパトロール等を実施している。

汚染源を「取り除く」対策については、引き続き、多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等により浄化処理を行っている。ALPS 等で浄化処理した水（取り除くことのできないトリチウム等を含む。）はタンクに継続的に貯蔵されているが、汚染水は継続的に発生しているため、こうしたタンクが増え続け、タンクの建設に適した用地は限界を迎えつつある。ALPS 処理水の取扱いについては、様々な選択肢についての技術的な評価結果を取りまとめた「トリチウム水タスクフォース報告書」（平成 28 年 6 月）でなされた、「風評に大きな影響を与えうることから、検討にあたっては、成立性、経済性、期間などの技術的な観点に加えて、風評被害などの社会的な観点等も含めて、総合的に検討を進める必要がある」との提言に対応すべく、平成 28 年 9 月から経済産業省において「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「ALPS 小委員会」という。）を継続的に開催し、技術的な観点に加えて、風評被害など社会的な観点等も含め、ALPS 処理水の取扱いについての総合的な検討を行ってきた。令和 2 年 2 月に公表された ALPS 小委員会の報告書も踏まえ、政府として ALPS 処理水の取扱い方針を決定するため、同年 4 月から地元自治体や農林水産業者などの関係者の方々との意見交換を重ねるとともに、書面での意見募集などの機会を通じ、国民の皆さまから貴重な御意見を幅広くいただいた。

令和 2 年 10 月 23 日に廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、いただいた御意見等の整理を行った上で、現在、風評対策や国内外への情報発信の在り方などの論点について、関係省庁において検討を行った。令和 3 年 3 月 23 日には、東京電力福島第一原発事故から 10 年を迎えたことを踏まえ、梶山経済産業大臣と IAEA のグロッシー事務局長との会談が行われた。その中で、梶山経済産業大臣から、ALPS 処理水の取扱いについて、仮に政府方針を決定した場合には、IAEA の科学的知見を基に ALPS 処理水の取扱いの実態と安全性について、透明性高く国内外に発信することを要請したのに対し、グロッシー事務局長は、全面的に協力すると応じた。さらに、同年 4 月に第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を決定した。さらに、「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた

関係閣僚等会議」を新たに立ち上げ、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討していく。

なお、東京電力は、ALPS 処理水を環境中へ処分する場合には、処分する前の段階での二次処理により、トリチウム以外の放射性核種について、環境放出の基準を満たす方針としている。令和 2 年 3 月に ALPS 小委員会の報告書を受けて公表した検討素案の中で、令和 2 年度内に ALPS を用いた二次処理を試験的に実施することを表明し、同年 12 月に全ての対象核種について分析を完了し、トリチウムを除く核種について、規制基準値を大幅に下回るまで浄化できていることを確認した。

使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1 号機においては、平成 30 年 1 月から開始したがれき撤去等を引き続き進めた。2 号機においては、オペレーティングフロア内の残置物の移動・片付け等を進めた。3 号機においては、平成 31 年 4 月から燃料取り出しを開始し、令和 3 年 2 月 28 日に全燃料 566 体の取り出しを完了した。

燃料デブリの取り出しについては、世界でも前例のない困難な取組であるが、令和元年 12 月に改訂した中長期ロードマップにおいて、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定し、令和 3 年以内に 2 号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していくことを示した。令和 2 年度末現在、取り出し装置であるロボットアームの製作を英国で進めているが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて作業に影響が出ており、工程に遅延が生じているが、1 年程度の最小限の遅れに収まるよう取り組んでいる。

原子力規制委員会においては、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じ、令和 2 年度においては 21 件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況については、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。

また、原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」について定期的に見直しを行っている。令和 2 年度は、リスク低減に向け約 10 年後までに実施すべき主要な取組を通じて実現すべき姿を掲げるとともに、福島第一原子力発電所における人や環境に影響を与えるリスクを明確にするほか、事故の調査・分析において得られた知見を反映する等の見直

しも含めて、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2021年3月版）」に改定した。

（東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る対応）

令和2年9月20日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案について、原子力規制検査を通じて、事業者が行う核物質防護のための活動に劣化を認め、規制関与の下で改善を図るべき水準（重要度※1「白」）、深刻度※2「SLⅢ」との暫定評価を得た。これを踏まえ原子力規制委員会は、令和2年度第54回原子力規制委員会臨時会議（令和3年2月8日）において、同暫定評価を了承した。その後、東京電力から同暫定評価に異論がなかったため評価が確定し、令和2年度第55回原子力規制委員会臨時会議（令和3年2月9日）において、同社に対し、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告することを求め、令和3年3月10日に報告書を受領した。

また、令和3年1月27日に東京電力から原子力規制庁への報告を契機として発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和2年度第64回原子力規制委員会臨時会議（令和3年3月16日）において、核物質防護機能又は性能への影響が大きい水準（重要度「赤」）、深刻度「SLⅠ」との暫定評価を了承し、東京電力に暫定評価の結果を通知した。その後、令和3年3月18日に東京電力から意見陳述の要望がないことの回答を受けたことから、同事案の評価結果が確定した。これに伴い対応区分は2から4に変更され、令和2年度第66回原子力規制委員会臨時会議（令和3年3月23日）において、東京電力に対し、6か月以内に、東京電力柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る改善措置活動の計画の報告を求めることとし、東京電力に通知した。さらに、令和2年度第67回原子力規制委員会（令和3年3月24日）において、原子炉等規制法に基づき、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質※3の移動を禁ずる方針とした（なお、その後、令和3年4月14日に是正措置等の命令を発出した。）。

- ※1 重要度：事業者の核物質防護活動の劣化の程度を4段階（赤、黄、白、緑）で評価。「赤」が最も劣化の程度が大きい。
- ※2 S L (Severity Level)：違反の深刻度を4段階（S L I からⅣ）で評価。「S L I」が最も深刻であり、核物質防護上重大な事態になり得たもの。
- ※3 特定核燃料物質：原子力発電所で使用される核燃料（具体的には、新燃料及び使用済燃料）に含まれる放射性物質のうち、プルトニウム（Pu238 は除く）やウラン 233 など、原子炉等規制法、同法施行令及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則で定められた核燃料物質。

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言 5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

【基本的な対応】

- これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に規定される委員会として、原子力規制委員会を平成 24 年 9 月に設置した。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、委員会に置かれる審議会等に関する規定を設けた。また、委員会の事務局として原子力規制庁を置き、原子力規制庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとした。

- 平成 25 年 1 月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則（（1）独立した意思決定、（2）実効ある行動、（3）透明で開かれた組織、（4）向上心と責任感、（5）緊急時即応）を掲げた。

これにのっとり、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

- 平成 27 年 9 月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3 年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめにおいて、独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出し難いとされた。

- 平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において示した「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の基本方針に基づき、原子力規制委員会委員が原子力施設を訪問し、地元関係者等と意見交換を行っている。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（独立性の確保）

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」ことに基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

また、地元関係者等と意見交換を行う取組については、令和 2 年度は、12 月に、更田原子力規制委員会委員長及び石渡委員が鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長等の地元関係者と原子力施設に関する規制上の諸問題に関して意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月に決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論も原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見等における質疑応答等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。
- 平成 24 年 9 月には「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。
- 原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第 7 条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【令和２年度に講じた主な措置】

（透明性の確保）

原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、平成 30 年度第 38 回原子力規制委員会（平成 30 年 10 月 31 日）及び第 45 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 5 日）での、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用を行い、令和 2 年度は自動文字起こしによる議事録を、374 件原子力規制委員会ホームページに掲載した。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等の透明性の向上を図るため、資源エネルギー庁、原賠機構及び東京電力を始めとした関係機関との連絡・調整会議を令和元年度から随時開催することとし、令和 2 年度は、福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を 3 回開催した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、人材確保のため、民間等の実務経験者や、将来原子力規制行政を担う若手職員等の採用に努めている。人材育成については、平成 26 年 3 月に「原子力安全人材育成センター」を設置したほか、同年 6 月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定）等を策定し、力量管理制度の試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進、検査官等への資格制度の導入等の施策の実施・充実に取り組み、平成 30 年 4 月から資格制度の基本資格を取得するための教育訓練課程を開始した。また、専門職大学院入学や海外留学、在外公館や国際機関等への職員派遣など、国内外への派遣を積極的に行っている。

なお、平成 27 年 9 月の「3 年以内の見直し検討チーム」の最終取りまとめでは、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

- 海外の有識者からの助言を得るため、原子力規制委員会では、米国、チェコ、英国及び仏国の原子力規制機関の要職を務めた経験を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方等を含む全般的な課題に助言を得てきた。原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合を開催し、その様子を国民にも公開することで国民との情報共有に努めた。また、我が国の取組を紹介しつつ原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、多国間・二国間の規制機関間の枠組みを通じて意見交換や情報収集を

行っている。

- ノーリターンルールについては、平成 27 年度第 30 回原子力規制委員会（平成 27 年 9 月 30 日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由して原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

原子力規制委員会は、令和 2 年度に、民間企業等からの実務経験者 21 名、新規採用者 29 名を採用した結果、令和 3 年 1 月 1 日時点の職員数は 1,013 名（定員：1,074 名）、定員充足率は 94.3%となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、令和 2 年度は、平成 28 年度採択の 11 件、平成 29 年度採択の 4 件に令和 2 年度採択の 4 件を加えた計 19 件のプログラムについて大学、研究機関等により実施された。

さらに、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野からなる検査官等の任用資格のうち、基本資格を取得するための職員向けの教育訓練課程を平成 30 年度から継続して実施しており、令和 2 年度には、受講人数の増加に対応するため、カリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実化を図った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【基本的な対応】

- 組織体制の効果的な一元化を図るべく、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として平成 24 年 9 月に原子力規制委員会が発足した。

平成 25 年 4 月に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

平成 26 年 3 月に独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成 25 年法律第 82 号）が施行され、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務も移管された。

- 緊急時の対応については、平成 24 年 10 月に原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保するとともに、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center）によるバックアップ体制も強化した。なお、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づくオンサイト対応については原子力規制委員会が行うこととされている。

緊急時の中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（緊急時の情報共有等に資する体制の構築及び通信システム等の活用）

緊急時に迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮が行えるよう、原子力規制委員会や内閣府（原子力防災担当）を中心とした体制の構築や、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁）をつなぐテレビ会議システムの利活用などを、継続的に各種訓

練や研修に取り入れている。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

提言 5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価を実施している。
- 原子力規制委員会は、IRRS、IAEA による国際核物質防護諮問サービス（IPPAS:International Physical Protection Advisory Service）、原子力規制国際アドバイザーからの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて継続的な改善を実施している。
- 業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、「原子力規制委員会マネジメント規程」（平成 26 年 9 月 3 日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムの本格的な運用を平成 27 年 4 月から開始し、年度ごとに重点計画を作成し、年度末に実績・成果について評価を行い、次年度の重点計画に反映させている。また、同年 5 月の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。さらに、平成 28 年 4 月には、原子力規制庁に監査・業務改善推進室を設置し、内部監査や業務改善のための指導等を行っている。加えて、平成 28 年に受け入れた IRRS の勧告等を踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的とした「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を新たに策定し、同行動計画の下で、マネジメントシステムの改善及び原子力安全文化の育成・維持を図るための活動を推進している。
- 設置法に基づき、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告し、公表している。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（マネジメントシステムの運用と改善）

これまで、平成 28 年に受け入れた IRRS ミッションの指摘を踏まえて策定し

た、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（平成28年度第45回原子力規制委員会（平成28年11月22日）決定）に基づき、原子力規制委員会自身のマネジメントシステムの継続的改善を進めてきた。

令和2年度は、新たな取組として、「原子力規制委員会第2期中期目標」（令和元年度第61回原子力規制委員会（令和2年2月5日）決定）や令和2年1月に受け入れた IRRS フォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」（令和2年度第16回原子力規制委員会（令和2年7月15日）決定）を新たに策定し、同行動計画に基づく取組を開始した。具体的には、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する主要プロセスを策定し、主要プロセスごとのマニュアルの作成を開始するとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、委員と職員との対話、職員へのアンケート調査やインタビューなどを実施している。

マネジメントシステムの運用としては、改正した「原子力規制委員会マネジメント規程」（令和元年度第49回原子力規制委員会（令和元年12月18日）決定）に基づき、マネジメントシステム内部監査、マネジメントレビュー、要改善事項の管理等を実施した。マネジメントシステム内部監査については、4つの部署に対して監査を実施し、良好事例を3件抽出した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

【基本的な対応】

- 原子力基本法における原子力利用の安全の確保についての基本方針や、設置法、原子炉等規制法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
- 発電用原子炉施設についての規制を電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）から原子炉等規制法に移管して一元化等を図るとともに、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染防止のための措置についても環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の適用対象とするなどの改正を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、最新の技術的知見、IAEA の安全要件等に示された考え方や各国の規制基準、海外の規制動向等を踏まえた、世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入した。具体的には、原子炉等規制法に基づく規制基準を見直し、発電用原子炉については平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については同年 12 月に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等を内容とする、いわゆる新規制基準を策定した。
- 令和 2 年 4 月 1 日に施行された、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）では、検査制度を見直し、規制基準への適合性を確認する行為を原子力事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任を明確化した。そして、原子力事業者の保安活動全般を対象に、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設け、規制機関が、原子力施設ごとに検査を行った結果を、その後の監視・検査の継続又は強化に反映することで、原子力事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促している。

【令和２年度に講じた主な措置】

（新たな検査制度の本格運用）

新たな検査制度である原子力規制検査については、令和元年度までに実施した試運用等を踏まえ令和２年４月から本運用を開始した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

【基本的な対応】

- 事業者の責任については、原子炉等規制法や原災法において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令により、緊急時対策所や原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が計画を定めて実施すべき事項を明確化した。

- 原子力災害対策本部における役割分担については、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担うことを明確化した。

今後は、こうした役割分担を基本としつつ、防災訓練の積み重ねによる関係機関間の連携性の向上等を図るとともに、抽出された課題や教訓を踏まえて役割分担等についても必要に応じて不断に改善を図っていく。

【令和2年度に講じた主な措置】

（原子力事業者の緊急時対応能力強化）

事業者の緊急時対応能力強化のため、実用発電用原子炉及び核燃料施設等の原子力事業者防災訓練の評価を引き続き実施した。また、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、訓練実施方針に基づいた事業者の判断能力及び現場対応能力向上のための訓練を引き続き実施した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的規定において「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」としており、平成 25 年に施行された新たな規制基準等では、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に改善することとしている。平成 26 年度以降、実用発電用原子炉等に係る基準に関する規則の解釈を改正するなど必要な見直しを行っている。
- 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について整理し、認識を共有することを目的として、定期的に原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。
- また、設置法に基づき、原子力規制委員会に原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）・核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）を置き、両審査会は原子力規制委員会が指示した原子炉や核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議している。原子力規制委員会は、「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと」を炉安審・燃安審に指示している。

さらに、原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）に基づき、放射線審議会が置かれ、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取り入れに関する審議をしている。

- 原子力規制委員会は、政策評価法に基づく政策評価を毎年度実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしている。設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【令和２年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、最新の技術的知見等に基づき、令和２年度においては主として以下の規制制度の策定、見直し等を行った。

（震源を特定せず策定する地震動に関する検討）

令和元年度に引き続き、「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルを規制へ取り入れるため、令和２年度 50 回原子力規制委員会（令和３年１月 20 日）において規則の解釈等の改正案を審議し、意見公募手続を行った。

（IAEA の IRRS フォローアップミッション対応）

IRRS フォローアップミッションでの指摘を踏まえ、令和２年度第 49 回原子力規制委員会（令和３年１月 13 日）において人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する審査及び検査のための評価ガイドについて審議し、意見公募手続を行った。同ガイドは今後、意見公募の結果等を踏まえ制定する予定である。

また、放射性物質の輸送に関し、IAEA の安全要件（IAEA 輸送規則）の 2018 年版の取り入れ及び IRRS フォローアップミッションでの指摘に対応するため、意見公募の結果及び放射線審議会の答申も踏まえて、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、核原料物質の使用に関する規則及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則並びに関係する告示等を改正し、令和３年１月１日に施行した。

（デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策に関する検討）

ソフトウェアの信頼性に起因する共通要因故障を排除するための規制要求の考え方等に関する諸外国及び国際機関の動向や、我が国におけるデジタル安全保護系の適用状況等の調査結果を受けて、設置した検討チームの報告書及びデジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策に関して事業者が行うこととした自主的取組の内容に関する聴取結果を踏まえ、令和２年度第 33 回原子力規制委員会（令和２年 10 月 21 日）において、各事業者における自主的改善の取組の詳細について確認することとした。

（国内外で発生した自然現象に関する情報の収集・分析）

原子力規制委員会では、内閣府が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地

震モデル検討会」の概要報告（令和２年４月２１日公表）について詳細データの提示を求める等の情報収集を行うとともに、規制対応の要否を検討した。また、福井県による「津波浸水想定について（令和２年１０月３０日公表）」を原子力規制委員会の技術情報検討会において情報共有した。このような国内外の自然現象に関して収集した情報について、外部の専門家の助言を求めるため、炉安審及び燃安審に「地震・津波部会（新規）」及び「火山部会（名称変更）」を設置した（令和２年１２月１５日）。

（放射線審議会）

放射線審議会は、令和２年度に総会を４回開催し、その中で、放射線審議会の眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係る意見具申のうち、眼の近傍における線量測定・評価に係る事項に対して通達等で対応するとしていた関係行政機関の通達の発出状況等対応状況のフォローアップを行うとともに、国際放射線防護委員会（ICRP:International Commission on Radiological Protection）2007 年勧告の国内制度等への取り入れの進め方等の課題について審議を行い、「放射線業務従事者に対する健康診断に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を作成した。

（国際会議への参画等）

コロナ禍の影響により海外との往来は行われず、また、予定されていた会合の延期や中止等の判断がなされたが、対面の会議に代わるテレビ会議の活用により新たなコミュニケーションの機会が促進され、多くの必要不可欠な意見交換や議論等が行われた。

令和２年度は、原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA（OECD Nuclear Energy Agency）等の国際機関が主催する各種会合への出席や、国際原子力規制者会議（INRA:International Nuclear Regulators Association）（令和２年９月開催）、西欧原子力規制者会議（WENRA:Western European Nuclear Regulators Association）（令和２年１１月開催）等の多国間の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席、その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。

なお、令和２年度に日本での開催を予定していた日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM:Top Regulators Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea）第 13 回会合は翌年に開催を延期することで合意された。

（原子力安全研究の推進）

令和２年度において、原子力規制庁は、実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る安全研究を始めとした 12 研究分野 21 件の安全研究プロジェクトを実施し、その結果をもって、原子力規制庁職員により、2 件の NRA 技術報告の公表、3 件の NRA 技術ノートの公表、20 件の論文誌への掲載、3 件の国際会議論文発表及び 29 件の学会発表を行った。

さらに、安全研究により優れた学術的な成果を創出したことが評価され、学会から 2 件の賞を受賞した。

（東京電力福島第一原子力発電所事故の分析）

東京電力福島第一原子力発電所における事故の原因を究明するための継続的な取組として、令和２年度においては、計 11 回の現場調査を実施するとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において、原子炉格納容器からの放射性物質等の放出又は漏えい経路・箇所、原子炉建屋における水素爆発の詳細分析、原子炉冷却のために機能すべき機器の動作状況等に係る検討を行った。その検討結果については、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」として取りまとめた。

さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁、資源エネルギー庁、原賠機構、東京電力等が参画する「福島第一原子力発電所廃炉・事故分析に係る連絡・調整会議」を令和２年度は 3 回開催し、必要な調整等を行った。

事故分析に係る国際的な活動としては、平成 31 年 1 月に活動が開始された OECD/NEA/CSNI (Committee on Safety of Nuclear Installation) の調査研究活動 (ARC-F) に参加し、原子炉建屋等の内部調査や事故進展解析の結果等の概要について、参加者 (12 か国 (24 機関)) と認識を共有した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

【基本的な対応】

- 設置法により平成 25 年に改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度を原則化した。
- 規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA 等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて、継続的に見直すこととしている。
- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき審査することとした。

【令和 2 年度に講じた主な措置】

（実用発電用原子炉及び核燃料施設等の主な措置等）

原子力規制委員会は、令和 2 年度において、実用発電用原子炉のバックフィットに係る審査については、主に以下の措置等を行った。

- ・ 関西電力美浜発電所 3 号炉の特重施設の設置に係る設置変更の許可
- ・ 関西電力高浜発電所 1 ～ 4 号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る設置変更の許可並びに設計及び工事の計画の認可
- ・ 東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉の新規制基準適合に係る設計、工事の計画及び保安規定変更の認可
- ・ 九州電力玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の特重施設の設計及び工事の計画の認可
- ・ 関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の特重施設の設置に係る保安規定変更の認可
- ・ 四国電力伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画の認可

- ・関西電力高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更の認可（津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る保安規定変更の認可を含む）

また、核燃料施設等については、主に以下の措置等を行った。

- ・日本原燃株式会社再処理施設、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設並びにリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの事業変更の許可
- ・原子力機構大洗研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）の設置変更の許可

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）